

鹿角市歴史民俗資料館条例施行規則（令和8年4月1日規則第21号）

最終改正:

改正内容:令和8年4月1日規則第21号 [令和8年4月1日]

○鹿角市歴史民俗資料館条例施行規則

令和8年4月1日規則第21号

鹿角市歴史民俗資料館条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿角市歴史民俗資料館条例（平成29年鹿角市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用手続）

第2条 条例第10条の規定により、鹿角市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）を利用しようとする者は、鹿角市歴史民俗資料館利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出し、利用許可書の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、許可された利用日時等を変更しようとするときは、新たに利用許可申請書を提出しなければならない。

3 利用許可申請書は、利用しようとする日の10日前までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第3条 条例第15条に規定する利用料金の減免は、指定管理者が別表に掲げる基準の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

（遵守事項）

第4条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）利用の許可を受けた施設、設備、備品等以外のものを使用しないこと。
- （2）許可を受けないで設備、備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- （3）くぎの打ち付け又は張り紙等により施設を汚損しないこと。
- （4）利用中及び利用後は、火気の取扱いに十分留意すること。
- （5）施設の内外の清潔に務めること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上必要な指示に従うこと。

（入館の禁止）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、資料館の入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- （1）感染症の持病があると認められる者
- （2）酒気を帯びている者
- （3）他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をし、又はそのおそれのある者
- （4）前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上必要な指示に従わない者

（職員の立入り）

第6条 指定管理者は、資料館の管理上必要と認めるときは、利用中の室内等へ職員等を立ち入らせることができる。

2 利用者は、前項の規定による職員等の立入りを拒んではならない。

（利用終了後の届出等）

第7条 資料館の利用者は、当該施設の利用を終了し、又は利用を中止したときは、鹿角市歴史民俗資料館利用報告書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用者は、資料館の施設若しくは設備、備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、資料館の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に鹿角市歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則（令和8年鹿角市教育委員会規則第9号）による廃止前の鹿角市歴史民俗資料館条例施行規則（平成29年鹿角市教育委員会規則第1号。以下「旧規則」という。）の規定により教育委員会がした決定、承認、任命その他の行為で、この規則の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に旧規則の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定により市長がした決定、承認、任命その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別 表（第3条関係）

減免の理由	減免の率
市又は指定管理者が主催する行事に利用するとき。	10割
市内の小学校、中学校、高等学校が学習活動を目的として利用するとき。	
市内の保育園又は幼稚園が利用するとき。	
市内の社会教育団体その他市民団体が公共の利益を目的として利用するとき。	
県又は国が主催する行事に利用するとき。	5割
市、県又は国が共催又は後援して行う行事に利用するとき。	
障害者福祉施設、障害者団体及び福祉団体等の全市的組織が利用するとき。	
その他市長が特別な理由があると認めるとき。	3割

様式第1号(第2条関係)

鹿角市歴史民俗資料館利用許可申請書（許可書）

年 月 日

指定管理者 様

団 体 名
申請者 代表者名
住 所
担当者名 電話

歴史民俗資料館を利用したいので、下記により申請します。

利 用 目 的		
	ア 興業又は営利目的	イ 興業又は営利目的以外
観覧料の有無	(1) 有料 (円) (2) 無料	
利 用 場 所		
利 用 日 時	自 年 月 日 (曜日) 時 分 至 年 月 日 (曜日) 時 分	
暖房利用の有無	(1) 有 (2) 無	
利 用 物 品		
参集予定人員	人	
許 可 番 号		上記のとおり許可します。 年 月 日

指定 管理 者 使 用 欄	減 免	割	減 免 区 分	☐ 市・指定管理者主催 (10 割) ☐ 市内幼・保・小・中・高校 (10 割) ☐ 社会教育・市民団体 (10 割) ☐ 県・国主催 (5 割) ☐ 市・県・国共催・後援 (5 割) ☐ 障害者・福祉団体 (5 割) ☐ その他 (3割)
	施設利用料金		円× 時間	円
	暖房利用料金		円× 時間	円
	減 免		円× 割	— 円
	合 計			円
備考				上記金額を領収しました。 年 月 日

※ 許可印及び領収印のないものは、無効とします。
※ 太枠の中の事項についてご記入ください。

様式第2号（第7条関係）

鹿角市歴史民俗資料館利用報告書

団 体 名						
団 体 代 表 者 名						
利 用 目 的						
利 用 日 時	自	年	月	日（ 曜日）	時	分
	至	年	月	日（ 曜日）	時	分
参 加 人 数	男性	人		女性	人	合計 人
備 考 欄 (気が付いたことなど)						